

震災により登記でお困りの皆様へ

平成23年5月25日

東日本大震災で土地・建物の「権利証」をなくされた方へ

この度の震災により土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失された方はご心配のことと思いますが、この権利証を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。

権利証は、不動産の売買等の所有権移転登記、融資のための抵当権設定登記等の登記を申請する際に、本人確認資料として法務局に提出していただくものですが、登記をするには、権利証のほか、所有者の印鑑証明書等の本人確認資料も必要となりますので、権利証を紛失したことにより、直ちに所有権の移転の登記や抵当権の設定の登記が不正にされるなどして、登記記録上の権利関係が変わることはありません。

また、権利証を紛失したからといって不動産の売買等の処分ができなくなるわけでもありません。なお、紛失した権利証を再発行することはできません。詳しくは、県内最寄りの法務局にご相談ください。

東日本大震災で所有する建物を流失、焼失又は倒壊された方へ

建物が流失、焼失又は倒壊するなどにより滅失したときは、建物の所有者が法務局に建物の滅失登記を申請するのが原則ですが、この度の震災により滅失した建物については、被害の甚大さに鑑み、被災者の皆さんの負担とならないような方策として、法務局が職権で滅失の登記をすることを検討しています。

なお、法務局が職権で滅失の登記を行うことになった場合においても、滅失した建物の数が極めて多いことから、相当の期間を要するものと見込まれますので、お急ぎの方はご自身で申請をしていただくようお願いいたします。詳しくは、県内最寄りの法務局にご相談ください。

東日本大震災で法務局に届けている会社・法人の代表者の印鑑や印鑑カードをなくされた場合の手続きは次のとおりです。

- ① 会社・法人の代表者の印鑑及び印鑑カードの両方を紛失した場合
改印届とともに、紛失した印鑑カードの廃止届及び新たな印鑑カードの交付申請が必要になります。この場合は、会社・法人の新しい印鑑と代表者個人の実印及び市町村長発行の印鑑証明書を県内最寄りの法務局に持参願います。
- ② 会社・法人の代表者の印鑑を紛失した場合
改印届が必要になります。この場合は、会社・法人の新しい印鑑と代表者個人の実印及び市町村長発行の印鑑証明書を県内最寄りの法務局に持参願います。お手持ちの印鑑カードは引き続き使用できます。なお、①②の手続きにおいて、この度の震災により印鑑登録事務や印鑑証明書の発行ができない市町村に住所地のある代表者の場合は、特別措置として、代表者ご本人が、市町村に登録予定の個人印を持参のうえ、県内最寄りの法務局に出向いていただき、運転免許証等官公署発給の顔写真付き身分証明書をご提示いただければ、改印届・印鑑カードの廃止及び印鑑カードの再発行の手続きをすることができます。
- ③ 印鑑カードのみを紛失した場合
印鑑カードの廃止届及び印鑑カード交付申請が必要となります。この場合は、会社・法人の代表者の印鑑を県内最寄りの法務局に持参していただければ、印鑑カードの廃止及び再発行の手続きをすることができます。

なお、郵送によるお取り扱いもできますので、詳しくは、下記のフリーダイヤルにご相談ください。

お問い合わせ先

0120-227-746（フリーダイヤル）

平日 8:30~17:15

休日 9:00~16:00

青森地方法務局